

株 主 各 位

第98期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- ・ 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項…… 1 頁
- ・ 連結株主資本等変動計算書…… 5 頁
- ・ 連結計算書類の連結注記表…… 6 頁
- ・ 株主資本等変動計算書…… 14 頁
- ・ 計算書類の個別注記表…… 15 頁

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.shinmaywa.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様へ提供しております。

新 明 和 工 業 株 式 会 社

事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、業務の適正を確保するための体制として、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を定めております。

その内容は次のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「社是」「経営理念」「行動指針」「行動規範」に基づき、法令や社会的規範を順守した企業活動を行います。

取締役の業務執行については、利害関係を有しない社外取締役を含む取締役会がこれを監督し、監査役が適正性を監査するものとしております。

取締役については、その評価及び責任の明確化のため、任期を1年とし、人事、報酬等の透明性及び妥当性をより一層高めるべく、社外取締役が委員の過半数を占める「指名・報酬委員会」を設置しております。

また、当社は、CSR（企業の社会的責任）に関する責任の明確化及び業務の迅速な遂行を目的として、CSRを担当する執行役員を置くこととしております。

このほか、内部通報窓口として「企業倫理ヘルプライン」を設置し、問題事象の早期把握と自浄作用によるコンプライアンス・リスクの排除に努めております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報を取締役会規則、稟議規程等の社内規則に基づき文書又は電磁的媒体に記録し、文書取扱規程に定める期間保存しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス、輸出管理、情報管理、品質管理、環境管理及び災害等に関するリスクについて、担当部門が中心となって社内規則及びマニュアル等の整備を行い、使用人に対する教育を実施するとともに、法令順守の徹底に関し適時の情報提供を行い、その浸透を図ります。

また、事業遂行に係るリスクについては、リスクマネジメントについて定めた規程等を設け、各事業部において事業特性に適合したリスクマネジメント体制を主体的に構築するものとし、一方で、本社においては各事業部のリスクマネジメントの状況をモニタリングするとともに、災害リスクや財務リスク等、全社横断的なリスク対策を実施することにより、リスクマネジメント体制を確立することとしております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、個別事業の運営に関する権限を執行役員に委譲し、意思決定の迅速化及び責任の明確化によるマネジメント機能の強化を図るとともに、取締役による個別事業の評価及び経営資源の配分等に関する意思決定と監督を通じて、コーポレートガバナンスの強化と業務の効率化に努めます。

また、組織等職務執行体制の分掌、権限及び責任を明確にした単年度及び中期の経営計画を策定するとともに、その定期的な見直しと改定を行います。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、使用人が法令や社会的規範及び社会的良識に基づいて行動するための指針である「行動指針」「行動規範」に加えて、「新明和企業倫理の日」及び「企業倫理月間」を定め、コンプライアンスに関する意識の浸透と諸制度の定着を推進します。

また、使用人の業務執行は、法令、定款、稟議規程及び業務分掌規程等の社内規則に基づき行われるものとし、これを検証するため監査部門を主体とした内部監査を実施し、コンプライアンス・リスクの早期発見と排除を目指すとともに、内部通報窓口の活用等により、広く問題事象の把握に努めます。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループ各社と「社是」「経営理念」「行動指針」及び「行動規範」を共有し、法令や社会的規範を順守した企業活動を行います。

また、グループ会社の管理について定めた規程等に基づき、当社グループ各社における役員、使用人等（以下「役職員」といいます。）の業務執行について必要に応じて報告を求め、又は当社の担当部門との間で協議を行うこととするほか、当社の役職員を当社グループ各社の取締役、監査役等として派遣することにより、当社グループ各社の業務執行の状況の把握に努めるとともに、当社と当社グループ各社との間で報告・協議の促進を図ることとしております。

これらに加えて、監査部門を主体とした内部監査を実施し、コンプライアンス・リスクの早期発見と排除を目指すとともに、当社グループ各社からも利用可能な内部通報窓口の活用等により、広く問題事象の把握に努めます。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役スタッフを配置するとともに、必要に応じ、関係部門による支援を行うこととしております。専任の監査役スタッフを置く場合は、その人事異動、評価については監査役の意見を聴取し、尊重することといたします。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役に対し、取締役会において取締役から業務執行の状況及びその他重要事項の報告を行うとともに、経営会議をはじめ重要な社内会議への出席を認めております。また、監査役が、代表取締役及び社外取締役と定期的に意見交換を行うことができるよう、その機会の確保に努めます。

これらのほか、監査役が当社グループ各社の役職員と相互に意見の交換や情報の共有を行うことができるよう、その機会の確保に努めます。

また、当社の内部監査部門から監査役に対し、当社グループ各社に対する内部監査の実施状況、その結果等を報告することとしております。

なお、当社は、役職員が職務の執行に関して監査役への報告又は内部通報制度に基づく内部通報を行ったことを理由として、当該報告又は内部通報を行った役職員に対し不利益な取扱いを行わないこととしております。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役の職務の執行について生じる費用について、監査役から前払い又は償還の請求があった場合には、監査役の職務の執行に必要でないと認められるときを除き、これに応じることとしております。

当社は、監査役の要請に応じ、稟議書類等の重要文書を開示するとともに、取締役及び使用人の職務に関する調査、報告並びに説明を行っております。このほか、会計監査人との意見交換の機会を提供しております。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

① 取締役の職務の執行の適正性・効率性の確保に関する体制の運用状況

取締役会を定例として毎月1回、合計12回開催し、中期経営計画に基づきM&Aその他の重要な経営課題について議論、検討するなど、取締役の業務執行について監督を行っているほか、監査役が主体となって取締役の職務執行状況を調査するなど、取締役の職務の執行の適正性・効率性の確保に努めました。

また、当社では、外部機関に委託して、取締役会の実効性評価に係るアンケート調査を実施しております。

このアンケート調査においてポジティブサイドの評価が多数であったことから、取締役及び監査役は、当社の取締役会の実効性が確保されていると評価しているものと判断される一方、取締役会の実効性をさらに高めるべく、多くの提言も寄せられております。

それらの提言から、取締役会の実効性をさらに高めるための課題として認識したものは、次のとおりです。

- ・中期経営計画の進捗状況や、持続可能性を意識した経営の取り組み状況に関するモニタリングの充実
- ・成長投資や事業ポートフォリオ・マネジメントをはじめとする、経営資源の有効活用、全体最適の視点に基づく経営資源の配分に関する議論の充実
- ・人材育成や後継者計画に関するモニタリングの充実
- ・グループ会社を含めた内部統制の監視・監督体制の強化

これらの課題認識を踏まえ、取締役会では、主要な取締役会付議議案について年間計画を策定し、上記の各課題に関連する議題が計画的に付議されるようにすることで、取締役会における議論のさらなる充実、取締役会の実効性のさらなる向上を図っております。

② コンプライアンスに関する体制の運用状況

イントラネット等を通じて当社及び当社グループ各社に向けて法令順守に関する情報を適宜発信したほか、事業部において自主的にコンプライアンス監査を実施するなど、コンプライアンスに関する情報の周知、浸透を図りました。

また、内部通報制度の運用について改善を図るべく、通報窓口を委託する外部業者を通じて同制度の認知度・利用に対する意識等に関するアンケート調査を行うなど、業務執行が適正に行われる体制の強化を図りました。

③ 損失の危険の管理に関する体制の運用状況

執行役員等の業務の遂行状況や事業の課題などについては取締役会、経営会議等において適宜報告・検討が行われており、主要な事業の進捗状況、課題等に関する情報を随時アップデートしながら経営幹部がこれらを共有することなどによって損失のリスクの適正な管理に努めております。

④ 監査に関する体制の運用状況

内部監査部門は、当社の主要な事業所及び当社グループ各社に対して内部監査を実施し、その実施状況及び結果については取締役会にて報告いたしました。

また、監査役は、当社の取締役会、経営会議等の重要な会議に出席したほか、内部監査部門による内部監査とは別に独自の監査計画・監査基準に基づいて当社各部門及び当社グループ各社に対する監査を実施するなどにより、取締役及び使用人の業務執行の適正性について監査を行いました。

これに加えて、監査役は、代表取締役に対し、当事業年度において2回、これら監査役の監査の実施状況及び結果の概要について報告するとともに意見交換を行いました。

また、取締役会における議論の充実を図ること等を目的として、監査役及び社外取締役との間で、当事業年度において3回、情報及び意見の交換を行っております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	15,981	15,780	61,445	△6,082	87,125
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額					—
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	15,981	15,780	61,445	△6,082	87,125
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△2,499		△2,499
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			6,907		6,907
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		△43		128	85
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	△43	4,407	128	4,492
当 期 末 残 高	15,981	15,737	65,852	△5,954	91,617

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産 合計
	その他有 価証券評 価差額金	土地再評 価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額 合計		
当 期 首 残 高	1,587	△376	139	△530	820	893	88,838
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額							—
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	1,587	△376	139	△530	820	893	88,838
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△2,499
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							6,907
自 己 株 式 の 取 得							△0
自 己 株 式 の 処 分							85
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	△490	—	681	△163	27	902	930
当 期 変 動 額 合 計	△490	—	681	△163	27	902	5,422
当 期 末 残 高	1,096	△376	821	△694	847	1,795	94,261

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 31社

主要な連結子会社の名称

(株)明和工務店、新明和オートエンジニアリング(株)、イワフジ工業(株)、東邦車輛(株)、新明和パークテック(株)

当連結会計年度より、新たに株式を取得した天龍エアロコンポーネント(株)、(株)OSK及びその子会社である(株)WAKO、TurboMAX Co., Ltd. 及びその子会社であるTurbo Machinery Parts Supplier Co., Ltd. を連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の数 12社 ShinMaywa (California) ,Ltd.

ShinMaywa Industries India Private Limited

のぎエコセンター(株)(SPC)、エコセンター湘南(株)(SPC)

エコセンター大磯(株)(SPC)、アイタック(株)

新明和ハートフル(株)、しもつけエコセンター(株)(SPC)

(株)ゴードーソリューション、新明和(重慶)環保科技有限公司

ShinMaywa Mexico S.A. de C.V.、山東特波馬修環保科技有限公司

非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等が連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社 3社 ShinMaywa (California) ,Ltd.

ShinMaywa Industries India Private Limited

(株)ゴードーソリューション

関連会社 1社 重慶耐徳新明和工業有限公司

(2) 持分法非適用の非連結子会社 9社 のぎエコセンター(株)(SPC)、エコセンター湘南(株)(SPC)

エコセンター大磯(株)(SPC)、アイタック(株)

新明和ハートフル(株)、しもつけエコセンター(株)(SPC)

新明和(重慶)環保科技有限公司、ShinMaywa Mexico S.A. de C.V.

山東特波馬修環保科技有限公司

関連会社 4社 (株)カミック、鈴鹿エコセンター(株)(PFI)

(株)エコセンター鴨川(SPC)、拓博邁思(常州)科技有限公司

持分法非適用の非連結子会社及び持分法非適用の関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社	大亜真空(株)	12月31日
	フルテック(株)	12月31日
	(株)森安自動車工作所	12月31日
	ShinMaywa(America),Ltd.	12月31日
	ShinMaywa(Asia)Pte.Ltd.	12月31日
	新明和(上海)商貿有限公司	12月31日
	ShinMaywa(Bangkok)Co.,Ltd.	12月31日
	新明和(上海)精密機械有限公司	12月31日
	台湾新明和工業股份有限公司	12月31日
	KOREA VACUUM LIMITED	12月31日
	ShinMaywa Aerobridge Singapore Pte. Ltd.	12月31日
	ShinMaywa Aerobridge Malaysia Sdn. Bhd.	12月31日
	TurboMAX Co.,Ltd.	12月31日
	Turbo Machinery Parts Supplier Co.,Ltd.	12月31日

決算日の差異が3ヶ月を超えていないため、子会社の決算日の計算書類に基づき連結しております。ただし、連結決算日の差異により生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等…移動平均法に基づく原価法

② デリバティブ……………時価法

③ 棚卸資産……………主として移動平均法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)…定率法

ただし、一部の連結子会社については定額法によっております。なお、当社及び主要な国内連結子会社の耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)…定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間(おおむね5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

③ 製品保証引当金

一部の連結子会社は、製品のアフターサービス費及び完成工事の補償費用の支出に備えるため、過去の実績額に基づいて計上しております。

④ 工事損失引当金

当社及び一部の連結子会社は、受注工事の損失に備えるため、当連結会計年度末における未引渡工事のうち、損失の発生が確実であり、かつ、その金額を合理的に見積ることができると見られる工事について、その損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として13年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日付から費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、航空機事業、特装車事業、産機・環境システム事業、パーキングシステム事業を主な事業としており、各事業の製品の製造及び販売、保守サービスを行っております。

製品の販売については、国内販売においては、主に出荷時に収益を認識しており、輸出販売においては、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づき支配が顧客に移転した時に収益を認識しております。

保守サービスや工事契約については、顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しており、履行義務の充足に係る進捗度の測定は、履行義務の充足のために発生した費用が、当該履行義務充足のために予想される総費用に占める割合に基づき見積っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い等の一部の請負工事については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

当社グループが代理人として製品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産、負債、収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(7) のれんの償却方法及び期間

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、当社グループは輸出販売において、主に出荷時に収益を認識しておりましたが、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づき支配が顧客に移転した時に収益を認識する方法に変更しております。更に工事契約に関して、従来は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準によっておりましたが、財又はサービスの支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、履行義務の充足のために発生した費用が、当該履行義務充足のために予想される総費用に占める割合に基づき見積っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の売上高は2百万円増加し、売上原価は7百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ4百万円減少しております。

なお、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、これに伴う連結計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産

- ・ 当連結会計年度計上額 6,703百万円
- ・ その他見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌年度以降の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。なお、コロナ禍が起因し、当連結会計年度から顕在化している供給制約の影響は中長期化すると仮定しております。

2. 工事損失引当金（当社の航空機事業部）

- ・ 当連結会計年度計上額 767百万円
- ・ その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社の航空機事業部の工事損失引当金は、契約上予定されている製品の納入数量に対応する工事原価総額が工事収益総額を超過する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合に認識しております。その際、製造に係る初期投資部分についても回収可能性を見積り、回収不足が生じる可能性が高い場合には、その不足額に対しても工事損失引当金を認識しております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動や、製品の量産が進む中で顧客との交渉による契約の見直しなどによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した製品原価が見積りと異なった場合、翌年度以降の連結計算書類において、売上原価及び工事損失引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。また、当該見積りは、将来の生産合理化に基づく原価低減を見込んでいたため、原価低減の進捗が見積りと異なった場合、翌年度以降の連結計算書類において、売上原価及び工事損失引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（連結貸借対照表に関する注記）

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産及び担保付債務

建物及び構築物	158百万円
機械装置及び運搬具	66百万円
土地	104百万円
その他の有形固定資産	4百万円
短期借入金	97百万円
1年内返済予定の長期借入金	194百万円
長期借入金	41百万円

(2) 関連会社等の借入金等の担保

その他の流動資産	18百万円
投資有価証券	55百万円
長期貸付金	117百万円

2. 有形固定資産に対する減価償却累計額 89,126百万円

3. 有形固定資産に対する減損損失累計額
減損損失累計額は、減価償却累計額に含めております。

4. 保証債務

契約履行保証保険に対する連帯保証	282百万円
借入金に対する連帯保証	708百万円

5. 受取手形裏書譲渡高及び電子記録債権譲渡高

受取手形裏書譲渡高	76百万円
電子記録債権譲渡高	6百万円

6. 債権流動化に伴う買戻し義務 1,619百万円

7. 土地の再評価

建設業を営む連結子会社について、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額金を純資産の部に計上しております。

- ・ 再評価の方法…土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額により算出

- ・ 再評価を行った年月日… 2000年3月31日

- ・ 再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と帳簿価額との差額…
時価は帳簿価額より109百万円下落しております。

(連結損益計算書に関する注記)

1. 投資有価証券評価損

投資有価証券評価損は、時価が著しく下落し、その回復が見込めないと判断した投資有価証券について評価減を行ったものであります。

2. 関係会社出資金評価損

関係会社出資金評価損は、新明和(重慶)環保科技有限公司への出資金に係る評価損であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

当連結会計年度末における発行済株式の数 普通株式 70,000,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,249	19	2021年3月31日	2021年6月25日
2021年10月29日 取締役会	普通株式	1,250	19	2021年9月30日	2021年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,514	23	2022年3月31日	2022年6月27日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、必要な資金を銀行借入等により調達しております。

受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、外貨建ての営業債権に係る為替の変動リスクは先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は主に株式及び債券であり、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等の把握を行っております。

支払手形及び買掛金は、そのすべてが1年以内の期日であります。

社債及び借入金には主に事業資金に係る資金調達であり、流動性リスクは適時に資金繰計画を作成・更新することによりリスク管理をしております。

利用しているデリバティブ取引は通貨関連の先物為替予約取引であり、内部管理規程に基づき、原則として実需に伴う取引に限定し実施することとしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 受取手形、売掛金及び 契約資産(*2)	53,453		
(2) 電子記録債権 貸倒引当金(*3)	8,831 △12		
	62,272	62,272	△0
(3) 投資有価証券 その他有価証券(*4)	8,708	8,708	—
(4) 社債(*5)	2,400	2,400	—
(5) 長期借入金(*6)	46,962	46,860	△101
(6) デリバティブ取引(*7)	(95)	(95)	—

- (※1) 現金及び預金、支払手形及び買掛金、短期借入金については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (※2) 契約資産を除いた金額で表示しております。
- (※3) 受取手形及び売掛金、電子記録債権に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。
- (※4) 以下の金融商品は、市場価格がなく、その他有価証券には含めておりません。

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	2,044

- (※5) 社債については、1年以内償還予定の社債も含めて表示しております。
- (※6) 長期借入金については、1年以内返済予定の長期借入金も含めて表示しております。
- (※7) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。
- (※8) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は83百万円であります。

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	26,600	—	—	—
受取手形、売掛金及び契約資産	53,059	393	—	—
電子記録債権	8,831	—	—	—
合計	88,491	393	—	—

(注2) 社債・借入金等の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	2,891	—	—	—	—	—
社債	800	800	800	—	—	—
長期借入金	2,443	2,287	29,231	1,000	9,000	3,000
合計	6,134	3,087	30,031	1,000	9,000	3,000

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	6,617	—	—	6,617
社債	2,090	—	—	2,090
資産計	8,708	—	—	8,708
デリバティブ取引				
通貨関連	—	95	—	95
負債計	—	95	—	95

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形、売掛金及び契約資産	—	53,441	—	53,441
電子記録債権	—	8,831	—	8,831
資産計	—	62,272	—	62,272
社債	—	2,400	—	2,400
長期借入金	—	46,860	—	46,860
負債計	—	49,260	—	49,260

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び社債の時価は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権

これらの時価は、一定の期間毎に分配し、金額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に現在割引価値法により計算しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

社債

これらについては、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、賃貸用のマンション等を保有しております。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
3,088	5,662

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額によっております。その他の物件については、土地は適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて調整した金額により、建物等の償却性資産は連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	主な事業					その他	合計
	航空機	特装車	産機・環境システム	パーキングシステム	計		
売上高							
日本	10,615	93,022	29,844	36,271	169,753	16,047	185,800
アジア	—	1,580	11,794	1,828	15,203	—	15,203
北米	7,854	4	2,882	—	10,742	—	10,742
その他	667	2,582	1,826	—	5,076	—	5,076
顧客との契約から生じる収益	19,137	97,190	46,348	38,099	200,776	16,047	216,823
その他の収益	—	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	19,137	97,190	46,348	38,099	200,776	16,047	216,823

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「4. 会計方針に関する事項」の「(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	65,966
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	62,284
契約資産 (期首残高)	7,781
契約資産 (期末残高)	8,660
契約負債 (期首残高)	2,599
契約負債 (期末残高)	3,129

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、2,542百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

1年以内	121,324
1年超2年以内	49,661
2年超3年以内	19,140
3年超	20,212
合計	210,338

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

1,404円53銭

2. 1株当たり当期純利益

104円96銭

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	15,981	15,737	43	15,780	2,128	20,817	22,946	△6,082	48,626
会計方針の変更による 累積的影響額									—
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	15,981	15,737	43	15,780	2,128	20,817	22,946	△6,082	48,626
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当						△2,499	△2,499		△2,499
当 期 純 利 益						2,507	2,507		2,507
自 己 株 式 の 取 得								△0	△0
自 己 株 式 の 処 分			△43	△43				128	85
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)									
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△43	△43	—	7	7	128	92
当 期 末 残 高	15,981	15,737	0	15,737	2,128	20,824	22,953	△5,954	48,718

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	1,422	1,422	50,049
会計方針の変更による 累積的影響額			—
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	1,422	1,422	50,049
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△2,499
当 期 純 利 益			2,507
自 己 株 式 の 取 得			△0
自 己 株 式 の 処 分			85
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	△354	△354	△354
当 期 変 動 額 合 計	△354	△354	△261
当 期 末 残 高	1,068	1,068	49,787

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等…移動平均法に基づく原価法

(2) デリバティブ………時価法

(3) 棚卸資産………主として移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）………定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）………定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（おおむね5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

(3) 工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、当事業年度末における未引渡工事のうち、損失の発生が確実であり、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、その損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、航空機事業、特装車事業、産機・環境システム事業、パーキングシステム事業を主な事業としており、各事業の製品の製造及び販売、保守サービスを行っております。

製品の販売については、国内販売においては、主に出荷時に収益を認識しており、輸出版売においては、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づき支配が顧客に移転した時に収益を認識しております。

保守サービスや工事契約については、顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しており、履行義務の充足に係る進捗度の測定は、履行義務の充足のために発生した費用が、当該履行義務充足のために予想される総費用に占める割合に基づき見積っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込ま

れる時点までの期間がごく短い等の一部の請負工事については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、当社は輸出販売において、主に出荷時に収益を認識しておりましたが、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づき支配が顧客に移転した時に収益を認識する方法に変更しております。更に工事契約に関して、従来は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準によっておりましたが、財又はサービスの支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、履行義務の充足のために発生した費用が、当該履行義務充足のために予想される総費用に占める割合に基づき見積っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金」及び「契約資産」にそれぞれ区分表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当該事業年度より「契約負債」として表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の売上高は53百万円増加し、売上原価は54百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ1百万円減少しております。

なお、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、これに伴う計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産

- ・ 当事業年度計上額 3,962百万円
- ・ その他見積りの内容に関する理解に資する情報
連結注記表に注記した事項と同一であります。

2. 工事損失引当金(「航空機」事業部)

- ・ 当事業年度計上額 767百万円
- ・ その他見積りの内容に関する理解に資する情報
連結注記表に注記した事項と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

その他の流動資産	18百万円
投資有価証券	36百万円
関係会社株式	19百万円
関係会社長期貸付金	117百万円

なお、上記の資産は、主に関連会社の借入金の担保に供しているものであります。

2. 有形固定資産に対する減価償却累計額 69,189百万円

3. 有形固定資産に対する減損損失累計額
減損損失累計額は、減価償却累計額に含めております。

4. 保証債務

(単位：百万円)

被 保 証 者	保 証 金 額	被 保 証 債 務 の 内 容
Thai ShinMaywa Co.,Ltd.	21	未払経費等の支払債務に対する保証
しもつけエコセンター株式会社	29	特別目的会社の契約履行保証保険に対する連帯保証
エコセンター湘南株式会社	29	特別目的会社の契約履行保証保険に対する連帯保証
のぎエコセンター株式会社	22	特別目的会社の契約履行保証保険に対する連帯保証
エコセンター大磯株式会社	14	特別目的会社の契約履行保証保険に対する連帯保証
株式会社エコセンター鴨川	186	特別目的会社の契約履行保証保険に対する連帯保証
新明和(重慶)環保科技有限公司	523	金融機関からの借入金等に対する連帯保証
新明和(上海)精密機械有限公司	70	金融機関からの借入金等に対する連帯保証
KOREA VACUUM LIMITED	2,684	金融機関からの借入金等に対する連帯保証
	3,582	—

5. 債権流動化に伴う買戻し義務 1,619百万円

6. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(関係会社長期貸付金を除く)

短期金銭債権	7,003百万円
短期金銭債務	19,985百万円
長期金銭債務	272百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	10,353百万円
仕入高	6,360百万円
営業取引以外の取引高	550百万円

2. 投資有価証券評価損

投資有価証券評価損は、時価が著しく下落し、その回復が見込めないと判断した投資有価証券について評価減を行ったものであります。

3. 関係会社出資金評価損

関係会社出資金評価損は、新明和(重慶)環保科技有限公司への出資金に係る評価損であります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	4,166,255株
------	------------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	1,524百万円
---------	----------

賞与引当金	980百万円
-------	--------

工事損失引当金	892百万円
---------	--------

減価償却超過額	471百万円
---------	--------

その他	2,588百万円
-----	----------

繰延税金資産小計	6,456百万円
----------	----------

評価性引当額	△2,066百万円
--------	-----------

繰延税金資産合計	4,390百万円
----------	----------

繰延税金負債

有価証券評価差額金	428百万円
-----------	--------

繰延税金負債合計	428百万円
----------	--------

繰延税金資産の純額	3,962百万円
-----------	----------

(関連当事者との取引に関する注記)

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	新明和商事株式会社	所有 直接 100.0%	福利厚生施設の管理 ファクタリング取引等 役員 の 兼 任	ファクタリング 取 引 等	3,335	買掛金	3,182
子会社	株式会社明和 工務店	所有 直接 100.0%	建設工事の委託 役員 の 兼 任	資金の借入	1,408	預り金	2,354
子会社	新明和オート エンジニアリ ング株式会社	所有 直接 100.0%	営業所の賃貸 役員 の 兼 任	資金の借入	2,523	預り金	2,420
子会社	新明和アクア テクサービス 株式会社	所有 直接 100.0%	営業所の賃貸 役員 の 兼 任	資金の借入	1,988	預り金	2,168
子会社	イワフジ工業 株式会社	所有 直接 100.0%	営業所の賃貸 役員 の 兼 任	資金の借入	3,672	預り金	4,487
子会社	KOREA VACUUM LIMITED	所有 直接 70.3%	役員 の 兼 任	債務保証	2,684	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の貸借については、CMS(キャッシュ・マネジメント・システム)による取引であり、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
2. 新明和商事株式会社に対する買掛金については、当社、当社の仕入先、新明和商事株式会社の三者間で基本契約を締結し、ファクタリング方式による決済を行っているものを含みます。
3. ファクタリングの取引金額並びに期末残高には消費税等を含んで表示しております。
4. KOREA VACUUM LIMITEDに対する債務保証については、金融機関からの借入に対して行っております。
なお、保証料は受領しておりません。

(収益認識に関する注記)

- ・収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表に注記した事項と同一であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 756円26銭
2. 1株当たり当期純利益 38円10銭